

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿島市

2 構造改革特別区域の名称

鹿島市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

鹿島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置等

鹿島市は、佐賀県の西南部に位置し、北は杵島郡白石町、南東部は藤津郡太良町、西は嬉野市、南は長崎県大村市に接している。

総面積は112.10平方キロメートルで、東には有明海が広がり、南は太良岳山系に囲まれた自然環境に恵まれたまちである。

気候は、年平均気温は約18℃、年降水量は1,800ミリメートル程度である。

(2) 人口等

人口は、平成22年（国勢調査）30,720人で、12年33,215人、17年32,117人と減少傾向にある。

一方、世帯数は、平成22年（国勢調査）には10,055世帯となっており、対12年比2.5%と微増傾向となっている。

(3) 農業

農業の就業者は、2,350人（平成17年国勢調査）で、就業者全体の14.2%を占めている。

全国でも有数の柑橘地帯を有し「佐賀みかん」の主産地として産地形成が図られており、平坦地に於いては稲作を中心に、大豆、麦、野菜などの栽培が盛んな地域であるが、原油高騰や農産物の価格の伸び悩み等による所得の低迷から農業従事者の減少、高齢化と言った課題を抱えている。

今後は担い手への農地の集積、生産性の効率化・低コスト化に努めるとともに、「安全・安心」や「ブランド化」「6次産業や農商工連携」等、農産品の付加価値を高め幅広く消費者にPRを図ることとしている。

(4) 観光

鹿島市は、年間約300万人の参拝客が訪れる日本三大稲荷の一つである「祐徳稲荷神社」をはじめ、歴史の情緒が漂う鹿島城址と桜の名所「旭ヶ岡公園」、長崎街道多

良往還の宿場町として栄え、平成18年に国の重要伝統的建造物群保存地区として選定された通称「肥前浜宿」、有明海の干潟を活用したイベント「鹿島ガタリンピック」、干潟体験と海の幸が楽しめる「道の駅鹿島」など魅力あるスポットがある。

国の重要伝統的建造物群保存地区には、有明海の河港に茅葺と瓦葺の町屋が混在する職人町として栄えた港町・在郷町「浜庄津町浜金屋町地区」、通称「肥前浜宿」で知られる宿場町と酒造業により発展した白壁土蔵の酒蔵が多く残る醸造町「浜中町八本木宿地区」と2地区が同時選定され、他の重伝建地区に例のない町並みとして国に評価された独特の風情を体感できる。

地元の米や水を活かした酒造りも盛んで、今も肥前浜宿を中心に6つの酒蔵が残っており、昨年9月に世界最大規模のワイン品評会 インターナショナル・ワイン・チャレンジ（IWC）の日本酒部門において最優秀賞であるチャンピオン・サケを市内にある富久千代酒造の「鍋島大吟醸」が受賞したことをきっかけに、市内の6つの酒蔵が手を携え、“酒蔵のまち鹿島”と“鹿島の酒”を全国に発信しようと、鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会を発足させ、「鹿島の酒蔵を巡り、蔵人と触れ合い、彼らの造る酒を味わい、その酒が生まれた土地を散策しながら食や文化、歴史を全身で楽しむ」をキャッチフレーズに、鹿島「酒蔵ツーリズム」を展開し、今年3月に開催された第1回鹿島酒蔵ツーリズムには、2日間で約3万人の来場者があり、今後の観光客の増加に大きな期待が寄せられている。

(5) その他

鹿島市は、有明海沿岸に面し自然環境に恵まれている一方、人口減少、少子高齢化、景気低迷や観光客の伸び悩み等多くの課題を抱えている。

このような状況の中、市では農業と観光を結び付けた地域の活性化を図るため、グリーンツーリズムに取り組んでいる。個人観光客が観光の中心となっており、癒し、自然、食等を求める都市住民が増えてきている。恵まれた自然と農業を活かした体験型農業等新たな観光素材を活用し、地域の活性化を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

この計画を官民一体となり進めていくことにより、酒蔵のまち、発酵のまちとしての鹿島をPRでき、その中心として肥前浜宿で酒蔵通りらしい酒造り、どぶろく造りをし、それを核として、人づくり・人の輪づくりを行いながら食の創造、そして町づくりを行っていく。

住民自らが努力し、地域の基幹産業である農業を活かしたどぶろく造りによる地域の活性化を行政としてバックアップすることが必要であり、ひいてはそれが市の農業者の意欲向上、地域活性化に繋がると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、高齢化や後継者不足で厳しい状況にある農業者の生産意欲の向上と地域の観光資源とを融合させた一体的な地域活性化を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

どぶろく特区は、本市の基幹産業である農業を活かし、地域観光資源と融合させた一体的な地域活性化を図るものである。

農業者自ら生産した米で造ったどぶろくを提供することにより、消費者との話を盛り上げ、親密になる機会をつくり、発酵のまち鹿島をより体感できるものとする。

こうした取り組みにより、農業と観光との新たな結びつきが期待でき、地域にとって、経済的、社会的な効果を生み出すものとする。

(どぶろく製造取り組み目標)

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成30年 |
|----------|-------|-------|-------|
| どぶろく製造件数 | 0 | 1 | 3 |

(鹿島市を訪れる観光客数目標：千人)

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成30年 |
|------|-------|-------|-------|
| 観光客数 | 3,200 | 3,200 | 3,300 |

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(その他の醸造酒)(以下「濁酒」という。))を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

鹿島市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。